

入札説明書

この入札説明書は公立大学法人公立鳥取環境大学契約事務取扱規程（以下「契約事務取扱規程」という。）及び本件公告に定めるもののほか、本件調達に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

(1) 業務名称

公立鳥取環境大学証明書発行システム業務

(2) 業務の仕様

公立鳥取環境大学証明書発行システム業務仕様書のとおり

(3) 契約期限

契約締結から令和13年3月31日まで

但し、本学の当該年度の予算が成立しなかった場合には契約を変更することがある。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 契約事務取扱規程第3条の規程に該当しない者であること。

(2) 鳥取県又は鳥取市が定める競争入札参加資格を有するとともに、その業種区分が役務の提供／情報処理サービス／システム等管理運営に登録されている者であること。

3 入札手続等

(1) 入札の手続きに関する問合せ先

〒689 - 1111 鳥取市若葉台北一丁目1番1号

公立大学法人公立鳥取環境大学学務課

電話 0857 - 38 - 6710

電子メール gakumu@kankyo-u.ac.jp

(2) 入札説明書等の交付方法

令和7年7月7日（月）から令和7年7月17日（木）までの間にインターネットのホームページ (<http://www.kankyo-u.ac.jp/>) から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和7年7月7日（月）から令和7年7月17日（木）までの日（日曜及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

(1) に同じ

(3) 郵送等による入札

簡易書留郵便、一般書留郵便、レターパックプラス又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1) の場所に送付すること。なお、持参は認めない。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時及び開札日時

令和 7 年 7 月 25 日（金）午前 10 時。また、郵便等による入札書の受領期限は、同月 24 日（木）午後 5 時までとする。

イ 場所

鳥取市若葉台北一丁目 1 番 1 号
公立鳥取環境大学 本部講義棟 1 階学務課

ウ 入札執行の立ち合い

認めない

4 入札に関する問合せの取扱い

(1) 疑義の受付

本件入札に関する質問は、質問書（様式第 4 号）を作成し、電子メールにより 3 の (1) の場所に令和 7 年 7 月 11 日（金）正午までに提出することとし、原則として訪問、電話又はファクシミリによる質問は受け付けないものとする。

(2) 疑義に対する回答

(1) の質問については、令和 7 年 7 月 15 日（火）にインターネットの本学ホームページの入札・公募情報（<http://www.kankyo-u.ac.jp/>）によりまとめて閲覧に供する。

5 入札参加者に要求される事項

- (1) 入札に参加を希望する者にあたっては、6 の事前提出物を作成の上、3 の (4) の場所に令和 7 年 7 月 17 日（木）午後 5 時までに電子メール、ファクシミリ、郵送（普通郵便可）又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (2) 入札者は、(1) の書類に関して説明を求められた場合、それに応じなければならない。
- (3) 事前提出物の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された事前提出物は返却しない。また、提出した者に無断で本件入札事務以外の

用途には使用しない。

- (5) 提出期限以降における事前提出物の差し替え及び再提出は認めない。(大学が指示した場合は除く)

6 事前提出物

事前提出物は次のとおりとし、提出部数は各1部とする。

- ・入札参加資格確認書(様式第1号)
- ・入札保証金免除申請書(様式第2号)

7 資格審査について

5の(1)により提出のあった書類に対する入札参加資格の適合の可否、並びに入札保証金の免除の可否については、令和7年7月18日(金)までに通知するものとする。

8 入札条件

- (1) 入札は、郵送入札による。
- (2) 入札書(様式第4-1号又は様式第4-2号)は、入札者名及び入札金額を記入し「入札書」と明記するとともに本件調達案件の名称を記載した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (3) 入札書に記載する金額は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約申込金額の110分の100に相当する金額を記入すること。
- (4) 入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金(1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする)を契約申込金額とする。
- (5) 入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (6) 再度入札は2回とする。(初回入札を含めて3回とする。)また、再度入札の連絡は参加申込書の連絡先に電話で連絡するため、再度入札可能な状態で入札執行時は待機すること。(概ね30分程度)
- ア 入札書又は辞退届は、電子メールの方法により提出すること。なお、電子メールの方法により提出できない場合は、ファクシミリの方法による提出を認める。
- イ 送信した入札書又は辞退届の原本は、直ちに郵送により提出すること。
- (7) 再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を提出した者は失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。
- (8) 入札者は、会計規則、契約事務取扱規程、本件公告、仕様書及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。
- (9) 入札後、本件公告、仕様書及びこの入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

- (10) 入札者は、入札書の記載内容についてまっ消、訂正又は挿入をしたときは、当該箇所に押印しなければならない。ただし、入札金額は、これを改めることはできない。
- (11) 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
 - ア 入札執行前であっても、入札辞退届を郵送すること。
 - イ 入札執行中であっても、入札辞退届を提出すること。
- (12) 代理人をして入札させようとするときは、入札を行うまでに委任状（様式第3号）を3の（1）の場所に提出しなければならない。
- (13) 委任状及び入札書のあて名は、公立大学法人公立鳥取環境大学 理事長 小林 朋道 とする。

9 入札保証金及び契約保証金

（1）入札保証金

入札者は、入札保証金として見積る入札金額の100分の5以上の金額を納付しなければならない。この場合において、契約事務取扱規程第9条に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、契約事務取扱規程10条の規程により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

入札保証金の免除を希望する場合は、入札保証金免除申請書（様式第2号）を作成の上、必要な書類を添付し、5の（1）により提出すること。

（2）契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、契約事務取扱規程第40条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、契約事務取扱規程41条の規程により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

10 入札の無効条件

次に掲げる入札は無効とする。

- （1）本件公告に示した入札参加資格のない者のした入札
- （2）入札参加資格確認書（様式第1号）を提出していない者のした入札
- （3）入札に関する行為を代理人に行わせようとする場合において、入札を行うまでに委任状（様式第5号）を3の（1）の場所に提出していない入札。
- （4）入札に際し、不正の行為があった者のした入札
- （5）契約事務取扱規程、本件公告、この入札説明書又はその他入札条件に違反した入札
- （6）記名押印のない入札書による入札

- (7) 入札書を鉛筆で記載した入札
- (8) 1 案件に対し、入札書を 2 通以上提出した入札
- (9) 入札書の金額、氏名、印影、その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載内容を確認しがたい入札書による入札

1 1 落札者の決定方法

本件公告に示した物品を発注者が指定する期限までに納品できると判断した入札者であって、契約事務取扱規程第 5 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

なお、最低の価格をもって有効な入札を行った者が 2 者以上いるときは、くじにより決定する。

1 2 契約書作成の要否

要

1 3 手続きにおける交渉の有無

無

1 4 その他

(1) 入札終了後、落札者が免税事業者である場合は、消費税及び地方消費税に係る免税事業者であることが証明できる文書等を提出すること。

(2) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。

(3) 本件入札参加資格確認に係る事項及び提出された資料の内容について、後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除する場合がある。

(4) 契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」とい。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加し

ている者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。) とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

- (イ) 暴力団員を雇用すること。
- (ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
- (エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
- (オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
- (カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
- (キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は (ア) から (カ) までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

(5) 再委託の禁止

ア 受注者は、発注者の承認を受けないで、再委託をしてはならない。

イ 受注者は、次のいずれかに該当する場合は、アの再委託の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。

(ア) 再委託の契約金額が本件業務に係る委託料の50パーセントを超える場合

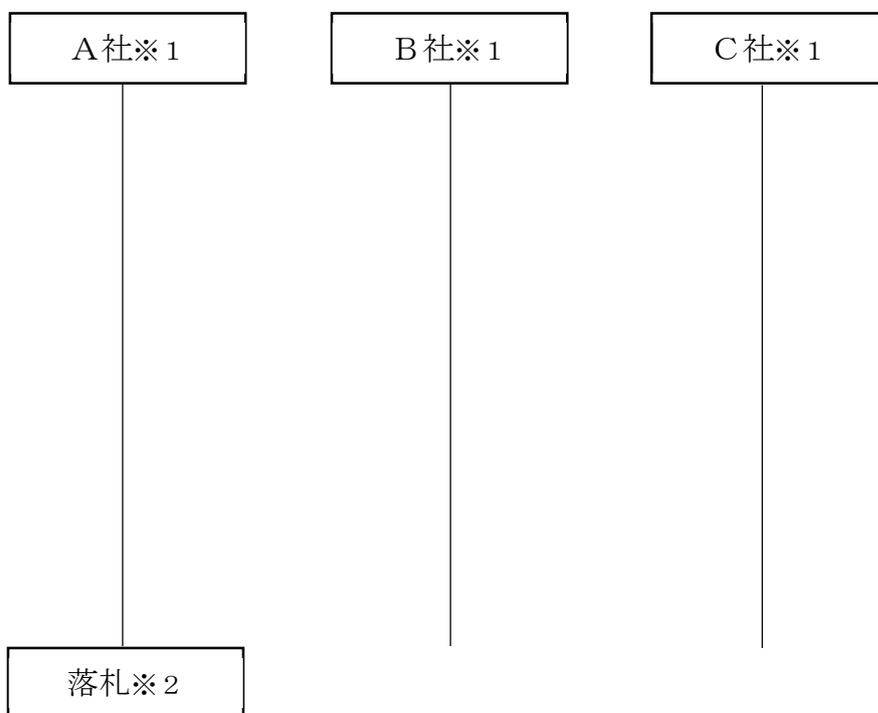
(イ) 再委託する行に本件業務の中核となる部分が含まれている場合

- (6) 9の(2)の契約保証金の免除を希望する落札者は、落札が決定したら直ちに契約保証金免除申請書(様式第7号)を3の(1)の場所に提出すること。

くじ引きの方法

- ①落札者の決定はあみだくじとする。
- ②くじの順番は左から受付順とし、同時の場合は50音順とする。
- ③左下を落札者とする。
- ④くじ引きとなった場合、担当者から連絡をするので、電子メールでくじ引き線の本数を指定する。※期限までに連絡がない場合や明確でない場合は指定本数を1本とする。
- ⑤指定本数は1者につきくじ引き参加者に1を加えた数を限度とする。
(例：3者の場合1者4本まで)
- ⑥横線を引く順番は次のとおり。
 - ア くじ引き参加者が2者の場合
2本の縦線間に上から下に横線を引いていきます。
 - イ くじ引き参加者が3者の場合
3本の縦線間に左から上から下に交互に横線を引いていきます。
 - ウ くじ引き参加者が4者以上の場合
くじ引き参加者分の縦線間に左から順に上から下に横線を引いていき、一番右の縦線間に引いた後、折り返して右から順に上から下へ引いていきます。

※1 左から受付順とする（同時の場合は50音順とする）



※2 左下を落札者とする